

# 特別児童扶養手当証書の廃止について

◎令和6年6月の法令改正により、これまで特別児童扶養手当受給者に対して交付していた「証書」が廃止となりました。

令和6年6月までに交付された証書は、令和6年7月まで特別児童扶養手当の受給者であることを証明するものとして使用できますが、令和6年7月以降は基本的には本人確認書類としては使用できなくなります。

また、令和6年6月までに交付された証書については、令和6年8月～9月の間に行われる所得状況届の提出時に回収します。

◎令和6年7月以降、特別児童扶養手当を受給中であることの証明が必要となる場合、申請に基づき「受給証明書」を発行することとなりました。

証明が必要な場合は、特別児童扶養手当受給証明書（以下「受給証明書」）を交付します。受給証明書交付の申請については、住所地の市役所（区役所）、町役場へお問い合わせください。

※所得制限等により支給停止となった方へは交付できません。

※証明書申請時点で受給者でない場合は、受給証明書を交付できません

（例）・新規に認定申請をされた方で、まだ受給が決定していない方（認定手続き中の方）

・有期認定期間の更新申請をされた方で、まだ更新が決定していない方（更新手続き中の方）

・継続申請（所得状況届）を提出している方で、まだ継続が確定していない方（所得状況届を提出した方で、その後の11月手当定時払いが確認できない方）